

国交省社会資本整備審議会から中間報告

瑕疵担保責任保険、加入義務付けの方向示す

町場のなかま

埼玉土建
住まいのネットワーク
第6号
06年3月1日

建築住宅関係法大幅改正か

住宅建設業界から疑問の声も

国土交通省の社会資本整備審議会建築分科会は、建築・住宅制度の見直しに関する中間報告をまとめました。報告には、瑕疵担保責任を確実に履行するための措置として「すべての住宅の売主などに対し、損害賠償保険等への加入義務付け」が盛り込まれました。

すでに施行している品確法で、新築住宅の主などには十年間の瑕疵担保責任が義務付けられていますが、売主が経営破たんすれば補償は不可能で消費者が泣き寝入りするしかなくなることから、賠償保険への強制加入は、このリスクを回避するための措置と説明されています。

しかし、住宅生産団



ユーザーので耐震偽装マンション

（財）住宅保証機構は、〇六年度の住宅性能保証制度を大幅拡充し、地盤保証制度の創設、十年延長保証制度の創設等を行うと発表しました。地盤保証制度は、戸建て住宅の地盤を盤改良工事を行った

住宅保証機構、制度を大幅拡充 地盤・十年延長保証創設

工務店へ影響
中間報告では、従来の住宅性能保証制度や純民間の瑕疵保証制度等への加入で済むかどうか具体的な性能保証や瑕疵保証を

石綿作業主任者技能講習

石綿関連の現場解体には、特化物作業主任者から作業主任者を選任し、常駐させることが必要でした。4月から、石綿関連の解体作業主任者資格として、「石綿作業主任者」の資格が新設されました。（特化物作業主任者は今まで通り石綿解体現場の作業主任者となれます）

- 【日時・会場予定】
- ・4月10・11日 午前9時～午後5時
会場：八潮市八条公民館
 - ・4月10・18日 午前9時～午後5時
会場：川口鳩ヶ谷支部
 - ・4月24・25日 午前9時～午後5時
会場：深谷市産業会館
 - ・5月 8・9日 午前9時～午後5時
会場：入間勤労福祉センター
- 会場や日程が変更になることがありますので、申込時に確認するなどしてください。
問い合わせ：埼玉土建技術研修センター
電話048-661-8139まで

中間報告で指摘された法律改正ポイント

一定の規模以上の建築物などの第三者機関による構造計算の審査、建築確認の法定期間の延長、構造計算プログラムの改善など構造設計図書の建築確認時の審査方法の厳格化、中間検査の、多数の者が利用する建築物に対する義務付け、検査基準の明確化、指定確認検査機関に対する行政の監督強化、損害賠償責任能力の審査の厳格化、設計図書・確認申請書などへの関与建築士の名称などの明示、故意による違反設計、脱法相談を行った建築士に対する処分強化、懲役刑の導入など罰則の新設・強化、住宅の売り主に対する損害賠償保険加入義務付けなど瑕疵担保責任の実効性確保、取引の際の住宅性能表示制度の実施状況の開示、建築士、建築士事務所、指定確認検査機関に関する情報開示、公開

住宅が不同沈下した場合は、再発防止工事や建物本体の補修工事に対応します。

改正耐震促進法が施行

自治体に一年以内の計画策定迫る

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(耐震改修促進法)の改正法が、一月二六日に施行されました。施行に併せて国土交通省は、国の基本方針を告示、地方自治体は国の方針を具体化した「耐震改修促進計画」を策定し、計画的に耐震化が進められることとなります。

一五年度までに耐震化率九割に
国交省の基本方針では、現状では七五%に止まっている住宅と特定建築物の耐震化率を一五年度時点で「九〇%以上」と設定し、一〇〇万户の住宅とは三万户の特定建築物の耐震化を進めるとしています。災害時の機能確保のための学校、病院、庁舎など公共建築物の耐震化の強力な推進ばかりでなく、民間建築物の耐震化も必須として、すべての特定建築物(不特定多数が使用する建物)の所有者に対し、行政が指導・助言することが努力目標として明記され、指導に応じない場合には公報やホームページによる公表に踏み切る強い姿勢を打ち出しています。

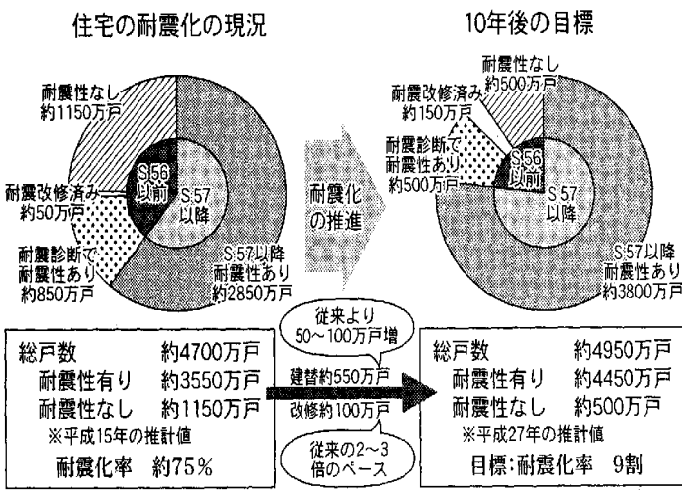
また、地震の発生時に緊急輸送道路や避難道路の通行を確保する

ための支援措置も強化され、耐震診断は国と県が全額を負担し、耐震改修費用も国と地方自治体が費用の三分の二を助成するとしています。

地方自治体による計画策定は、「できれば半年以内、遅くとも一年以内」に求める考えです。

国交省は、計画策定を都道府県だけでなく、全市町村にも促す方針です。

住宅の耐震化率の目標



関東地震の確立は二〇年以内に三割

防災のかなめは耐震対策

関東大震災クラスの巨大地震(プレート境界地震、マグニチュード七・九程度)は、百年から二百年先に発生する確率が高いとされていますが、過去の発生状況を見ると、巨大地震の間にマグニチュード七程度以下のプレート内部分地震が二~三回発生しています。

二〇〇四年八月二三日の政府地震調査委員会の発表では、南関東地震が、一〇年以内に発生する確率三〇%、三〇年以内に発生する確率七〇%、五〇

年以内に発生する確率九〇%との予測が出されています。

三〇年以内に発生する「確立」を他の危険と比較すると、交通事故で負傷する二四・〇%、ガンでなくなる二・八%、スリの被害にあう〇・五八%、空き巣に入られる三・四%となります。

確率的には、交通事故やガンの心配より、地震の心配をすることが大事ということになります。

食料や飲料水の入った防災セットが売られていますが、地震で餓死した人はいません。住宅の倒壊で窒息死や圧死することが無いことが無いよう、住宅の耐震診断と補強を行うことが「防災対策」のかなめです。

第四回さしがね教室

事業所に新規に入職した仲間から本格的な大工の技術を学びたい仲間まで、大工の基本を学びたい方には最適な講座です。今回の教材は、全国青年競技大会の課題でもある規矩術の基本が詰まった四方転び踏み台です。これまで、若い仲間からベテランの仲間まで幅広い仲間が参加し、技能検定にも多数挑戦しています。技能のアップをはかる最高の機会です。また、社員教育、職人教育にも最適です。誘い合ってご参加ください。

・受講料:三万円、定員二〇名
 ・時間:平日午後七時~一〇時、日曜午前九時~午後五時

【受講内容・日程案内:7日間講習】

- 1日目学科(さしがねの基本) 4月21日(金)
- 2日目学科(さしがねの基本) 4月28日(金)
- 3日目実技(図面説明・作成) 5月 7日(日)
- 4日目実技(課題説明・作成) 5月21日(日)
- 5日目実技(課題作成) 5月28日(日)
- 6日目実技(図面・課題作成) 6月 4日(日)
- 7日目実技試験・卒業式 6月11日(日)

会場はいずれも埼玉土建技術研修センター
 さいたま市北区吉野町2-220-3 TEL 048-661-8139

道路閉塞させる住宅・建築物 ※多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある住宅・建築物

